

著作物使用料分配規程

	1987年2月27日	許 可
	1992年3月23日	變更許可
	1992年9月28日	變更許可
	1997年3月31日	變更許可
	1998年3月18日	變更許可
	2001年8月10日	變更許可
	2001年10月2日	届 出
一部変更	2002年7月11日	届 出
一部変更	2003年8月20日	届 出
一部変更	2006年6月20日	届 出
一部変更	2012年4月16日	届 出
一部変更	2013年7月11日	届 出
一部変更	2014年4月11日	届 出
一部変更	2015年4月27日	届 出
一部変更	2016年2月5日	届 出
一部変更	2016年6月7日	届 出
一部変更	2016年9月14日	届 出

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目 次

ページ

第1章 総則（第1条～第8条）	1
第2章 演奏使用料、放送等使用料等	4
第1節 分配率等（第9条、第10条）	4
第2節 演奏使用料（第11条～第14条）	7
第3節 放送等使用料	12
第1款 包括使用料（第15条～第24条）	12
第2款 曲別使用料（第25条、第26条）	18
第4節 有線放送等使用料（第27条～第30条）	19
第5節 上映使用料（第31条、第32条）	22
第6節 BGM使用料（第33条～第35条）	24
第3章 オーディオ録音使用料、出版使用料等	26
第1節 分配率等（第36条～第38条）	26
第2節 オーディオ録音使用料、オルゴール使用料（第39条）	28
第3節 出版使用料等（第40条、第41条）	29
第4節 映画録音使用料等（第42条）	30
第5節 ビデオグラム録音使用料（第43条～第45条）	31
第4章 貸与使用料（第46条～第50条）	34
第5章 業務用通信カラオケ使用料、インタラクティブ配信使用料	37
第1節 分配資金等（第51条～第54条）	37
第2節 業務用通信カラオケ使用料（第55条～第60条）	39
第3節 インタラクティブ配信使用料（第61条～第66条）	42
第6章 広告目的で行う複製使用料（第67条）	44
第7章 ゲームに供する目的で行う複製使用料（第68条）	44
第8章 その他の使用料（第69条）	44
第9章 外国団体から収納した使用料（第70条）	45
第10章 実施細則（第71条）	45
附 則	46

著作物使用料分配規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本会が著作権を管理する著作物の使用に伴う対価として徴収した著作物使用料等（以下「使用料」という。）に関して、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第3号の分配方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係権利者 一著作物に係る作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含む。）又は音楽出版者をいう。この場合において、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす。
- (2) 著作物資料 作品届、編曲届、訳詞届、補作届、国際票その他これらに準ずる著作物に係る関係権利者、分配率等を記載した資料をいう。
- (3) 分配資料 使用者から提出される利用曲目報告書、外国著作権管理団体等（以下「外国団体」という。）から送付される分配明細書その他これらに準ずる使用された著作物等を記載した資料をいう。この場合において、本会が調査して得た使用著作物に係る資料を含むものとする。
- (4) キューシート 映画に使用された著作物及びその関係権利者、使用時間等を記載した資料その他これに準ずる資料をいう。
- (5) 分配対象使用料 各分配期において分配の対象となる使用料をいう。
- (6) 分配対象著作物 分配対象使用料の分配対象となる管理著作物をいう。
- (7) 曲別使用料 一著作物ごとに金額を算定し、徴収する使用料をいう。
- (8) 包括使用料 曲別使用料以外の方法で金額を算定し、徴収する使用料をいう。

(分配の対象者)

第3条 使用された管理著作物の関係権利者は、当該使用に係る使用料の分配の対象者となる。

2 前項の規定にかかわらず、楽曲のみからなる著作物に作曲者の許諾を得て歌詞を付したものが使用された場合は、その作詞者は、当該歌詞が使用されたときに限り、分配の対象者となるものとする。ただし、当該作詞者が前項に定める関係権利者となることを他の関係権利者が認めた場合は、常に分配の対象者となる。

3 編曲者又は訳詞者は、当該編曲又は訳詞が使用されたときに分配の対象者となる。

(分配の対象者の特例)

第3条の2 著作権信託契約約款の規定に基づく委託者による額の指定（以下この条において「指し値」という。）がされた使用料を第6章（広告目的で行う複製使用料）又は第7章（ゲームに供する目的で行う複製使用料）の規定により分配するときは、前条第1項の規定にかかわらず、使用された管理著作物の関係権利者のうち、指し値をした者のみ分配の対象者となる。

2 前項の場合において、歌詞及び楽曲双方の使用につき、それぞれの委託者が指し値をしたときは、自らが指し値をした使用料についてのみ分配の対象者となる。

(関係権利者の確定基準日)

第4条 関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料（放送等使用料のうちの包括使用料及び有線放送等使用料においては、分配対象著作物）の対象期間の最終日とし、各分配期の確定基準日における関係権利者に分配する。

(関係権利者の確定の方法等)

第5条 関係権利者は、著作物資料に記載されている関係権利者をもって確定する。

2 著作物資料がない場合においても、本会が関係権利者として認めることのできた者は、当該著作物の関係権利者として確定することができる。

3 著作物資料がないなどの理由により本会が前条に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、使用料の分配を保留する。

(関係権利者を確定する著作物資料)

第6条 各分配期における関係権利者の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。

(分配資料等)

第7条 使用料の分配は、分配資料に基づいて、行う。

2 分配資料に管理著作物として記載されたものであっても、本会の審査機関が本会の管理する著作物として不適当と認めたものは、分配対象著作物から除外する。

(分配調整)

第8条 使用料の過剰分配又は過少分配の生じたことが判明したときは、当該関係権利者に通知し、使用料の分配の際に、その使用料から過剰分配額を控除し、又はその使用料に過少分配額を追加して調整することができる。

第2章 演奏使用料、放送等使用料等

第1節 分配率等

(分配率)

第9条 演奏、放送、有線放送、上映その他無形的利用に係る使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1 作曲者	12/12	7 作曲者	8/12	6/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
2 作曲者	10/12	8 作曲者	6/12	4/12	—	—
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
3 作曲者	6/12	9 作曲者	4/12	3/12	4/12	3/12
作詞者	6/12	作詞者	4/12	3/12	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
4 作曲者	5/12	10 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
5 作曲者	5/12	11 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
訳詞者	2/12	訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
6 作曲者	5/12	12 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
編曲者	1/12	編曲者	1/12	1/12	1/12	1/12
訳詞者	1/12	訳詞者	1/12	1/12	1/12	1/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12

(備考) 7乃至12において適用する分配率は、関係権利者の届出による。

2 前項の規定にかかわらず、演劇的音楽著作物に係る使用料規定に基づく使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率	
			(1)	(2)
1 作曲者	12/12	7 作曲者 音楽出版者	8/12	6/12
			4/12	6/12
2 作曲者 編曲者	10/12 2/12	8 作曲者 編曲者 音楽出版者	6/12	4/12
			2/12	2/12
3 作曲者 作詞者	7/12 5/12	9 作曲者 作詞者 音楽出版者	5/12	3/12
			3/12	3/12
4 作曲者 作詞者 編曲者	6/12 4/12 2/12	10 作曲者 作詞者 編曲者 音楽出版者	4/12	2/12
			2/12	2/12
5 作曲者 作詞者 訳詞者	6/12 4/12 2/12	11 作曲者 作詞者 訳詞者 音楽出版者	4/12	2/12
			2/12	2/12
6 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者	6/12 4/12 1/12 1/12	12 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者 音楽出版者	4/12	2/12
			2/12	2/12
			1/12	1/12
			1/12	1/12
			4/12	6/12

(備考) 7乃至12において適用する分配率は、関係権利者の届出による。

3 前2項の規定にかかわらず、著作物が初めてレコードとして発行される時に付された編曲については、当該編曲に係る編曲者（以下「公表時編曲者」という。）を当該著作物の関係権利者とし、公表時編曲者に対する分配率を1/12、公表時編曲者以外の関係権利者に対する分配率を11/12とすることができる。既にレコードとして発行された著作物が改めてレコードとして発行される時に、関係権利者の同意を得て付された編曲についても、同様とする。

- 4 前項を適用して分配する範囲は、当分の間、次のとおりとする。
- (1) 第11条第1項に定める第8類のカラオケ使用料
 - (2) 第51条第1項に定める業務用通信カラオケの公衆送信相当分の評価に対する資金から分配する使用料
- 5 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項及び第2項の分配率を適用する。
- (1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者
 - (2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者
- 6 演劇的音楽著作物に係る関係権利者に音楽出版者が含まれる場合において、他の関係権利者がその取分を音楽出版者から受領することを音楽出版者との契約により同意したときは、使用料の全額を当該音楽出版者に分配する。

(国際基準)

第10条 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、本会が当該外国団体との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作者作曲者協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準（以下「国際基準」という。）に従って、分配することができる。

第2節 演奏使用料

(演奏使用料の区分、分配期等)

第11条 演奏使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	演奏使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	上演形式による演奏に係る使用料（以下「上演使用料」という。）	6月 9月 12月 3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料 1月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から6月までの期間に徴収した使用料 7月から9月までの期間に徴収した使用料
第2類	演奏会及びその他の催物における演奏に係る使用料（第3類、第4類及び第5類の使用料を除く。以下「演奏会等使用料」という。）	6月 9月 12月 3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料 1月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から6月までの期間に徴収した使用料 7月から9月までの期間に徴収した使用料
第3類	交通機関における演奏に係る使用料（第4類の使用料を除く。以下「交通機関使用料」という。）	6月 9月 12月 3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料 1月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から6月までの期間に徴収した使用料 7月から9月までの期間に徴収した使用料
第4類	航空機における演奏に係る使用料（以下「航空機使用料」という。）	9月	前年度に徴収した使用料
第5類	ディナーショー、ダンスパーティー等に係る使用料（以下「ディナーショー等使用料」という。）	6月 9月 12月 3月	1月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から6月までの期間に徴収した使用料 7月から9月までの期間に徴収した使用料 10月から12月までの期間に徴収した使用料
第6類	フィットネスクラブにおける演奏に係る使用料（以下「フィットネスクラブ使用料」という。）	3月	10月から9月までの期間に徴収した使用料

類別	演奏使用料	分配期	分配対象使用料
第7類	社交場（カラオケ伴奏による歌唱を除く。）及びダンス教授所における演奏に係る使用料（以下「社交場使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第8類	社交場使用料のうち、カラオケ伴奏による歌唱及びカラオケ施設における演奏に係る使用料（以下「カラオケ使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第9類	その他の演奏使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

2 次の分配対象使用料は、分配のための基金（以下「分配基金」という。）及び分配補償資金に区分する。

- (1) 前項に定める第2類の分配対象使用料のうち演奏会における演奏に係る包括使用料
- (2) 前項に定める第7類の分配対象使用料のうち年間の包括的利用許諾契約により徴収した使用料

3 前項に定める分配基金及び分配補償資金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

4 第1項に定める第8類の分配対象使用料は、次の業種別分配基金に区分する。

- (1) カラオケ社交場分配基金 社交場から徴収した分配対象使用料
- (2) カラオケ歌唱室分配基金 カラオケ施設から徴収した分配対象使用料

5 第1項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配対象著作物)

第12条 分配対象著作物は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項に定める第1類、第2類、第5類の使用料及び第7類の使用料のうち年間の包括的利用許諾契約によらない使用料

分配対象使用料の徴収対象となった著作物

- (2) 前条第1項に定める第4類、第6類、第7類（前号に該当するものを除く。）及び第8類の使用料

前条第1項に定める分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物

- 2 前項第2号に定める第7類社交場使用料の分配対象著作物は、抽出した標本に基づいて確定するものとし、標本抽出の方法は、使用の時期、地域等を参酌し、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配計算方法)

第13条 演奏使用料（第11条第1項に定める第1類の上演使用料を除く。）は、第11条第1項に定める類別、同条第2項に定める分配基金及び同条第4項に定める業種別分配基金ごとに、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。ただし、第11条第1項に定める第4類の航空機使用料は、第1号に定める基礎点数の値をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

- (1) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

- (2) 格差点数

- ① 演奏会等使用料、ディナーショー等使用料

- (ア) 使用著作物数に基づく点数

1 催物単位の請求額を、その催物に使用された全管理著作物数（1回の使用時間5分までを1曲、5分を超える場合は5分までを超えるごとに1曲を加算した数の管理著作物数の和）で除した値を点数とする。

(イ) 使用時間に基づく点数

1 曲 1 回の使用時間が 5 分までを 1 点、5 分を超える場合は、5 分までを超えるごとに 1 点を加算した点数

② 社交場使用料

1 曲 1 回の使用時間が 5 分までを 1 点、5 分を超え 10 分までを 2 点とし、10 分を超える場合は、10 分までを超えるごとに 2 点を加算した点数

③ カラオケ使用料

1 アクセスコードに 1 つの著作物が使用される場合は 1 点、1 アクセスコードに複数の著作物が使用される場合は、それぞれの著作物について 0.5 点

2 複数の演劇的音楽著作物に係る上演使用料は、それぞれの上演時間の比率に基づいて、分配する。

3 第 1 項にかかわらず、第 11 条第 1 項に定める第 6 類のフィットネスクラブ使用料は、第 2 類の分配対象使用料に合算して一括計算を行い、分配する。

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配対象使用料又は分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前 4 項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(分配補償資金による分配等)

第 13 条の 2 分配資料の漏れ等のため、第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に定める使用料の分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前条の定めにより算出した相当額を、それぞれの分配補償資金から支出して行う。ただし、第 11 条第 2 項第 2 号の使用料に係る算出方法については、理事会の承認を得て、細則で定める。

2 前項の分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から 3 年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

- 3 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、第11条第2項に定める次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

(カラオケ大会使用料及び交通機関使用料のカラオケ使用料への合算)

第14条 第11条第1項に定める第2類のうち、カラオケ大会の分配対象使用料は、同条第2項に定めるカラオケ社交場分配基金に合算して分配することができる。

- 2 第11条第1項に定める第3類の分配対象使用料は、同条第2項に定めるカラオケ社交場分配基金に合算して分配することができる。

第3節 放送等使用料

第1款 包括使用料

(分配対象使用料の区分等)

第15条 放送等使用料のうち、包括使用料に係る分配対象使用料は、下表の類別に区分し、それぞれ放送に対する分配のための基金（以下「放送分配基金」という。）、放送用録音に対する分配のための基金（以下「放送用録音分配基金」という。）及び分配補償資金に区分する。

類別	分配対象使用料
第1類	日本放送協会（以下「NHK」という。）から徴収したもの
第2類	一般放送事業者（以下「民放」という。）からラジオ放送（地上波）について徴収したもの
第3類	民放からテレビ放送（地上波）について徴収したもの
第4類	民放からラジオ放送（衛星波）について徴収したもの
第5類	民放からテレビ放送（衛星波）について徴収したもの
第6類	放送大学学園から徴収したもの
第7類	その他の包括使用料として徴収したもの

2 前項に定める第1類乃至第3類の分配対象使用料は、各類別の年間使用料徴収額を、年間の各分配期に等分して、分配する。

3 第1項に定める各分配基金及び分配補償資金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

4 第1項に定める第2類の分配対象使用料は、分配補償資金を区分した後、放送分配基金及び放送用録音分配基金をそれぞれAM局とFM局の基金に区分し、各々分配計算を行う。

5 第1項に定める第1類、第3類及び第5類においては、「放送分配基金」を、通常の放送に対する分配のための基金（以下「通常放送分配基金」という。）と映画及び外国制作のテレビジョン映画の放送（以下本款において「映画の放送」という。）に対する分配のための基金（以下「映画放送分配基金」という。）に区分することができる。

6 前項に定める「通常放送分配基金」と「映画放送分配基金」の各分配基金の区分方法は、理事会の承認を得て、細則で定める。

（分配対象著作物、分配期等）

第16条 包括使用料の分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	包括使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	NHKから徴収したもの	12月	4月から6月までの期間に使用されたもの
第2類	民放からラジオ放送（地上波）について徴収したもの	3月	7月から9月までの期間に使用されたもの
第3類	民放からテレビ放送（地上波）について徴収したもの	6月	10月から12月までの期間に使用されたもの
		9月	1月から3月までの期間に使用されたもの
第4類	民放からラジオ放送（衛星波）について徴収したもの	3月	前年度に使用されたもの
第5類	民放からテレビ放送（衛星波）について徴収したもの	12月	前年度にBS放送で使用されたもの
		3月	前年度にCS放送で使用されたもの
第6類	放送大学学園から徴収したもの	12月	前年度に使用されたもの
第7類	その他の包括使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

- 2 前項の規定にかかわらず、レコード放送（商業用レコードによる放送をいう。以下同じ。）により使用された著作物（FM局における純音楽のみにより構成される番組において使用されたものを除く。）については、当分の間、各四半期における本会が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。
- 3 第15条第1項に定める放送用録音分配基金の分配対象著作物については、テレビ放送において映画の放送に使用された著作物を除外する。

（分配率等）

第17条 包括使用料の関係権利者に対する分配は、次の各号に定める分配率及び国際基準に従って、行う。

- (1) 放送分配基金 第9条及び第10条
(2) 放送用録音分配基金 第36条及び第37条

（分配点数）

第18条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ以下のとおりとする。

① 通常の放送

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

② 映画の放送

1映画における1曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 評価点数

著作物の使用時間、使用形態等に基づく点数であって、第19条及び第20条に定めるもの

(3) 放送局格差点数

著作物が放送された放送局等の格差に基づく点数であって、第21条に定めるもの

(通常の放送における評価点数)

第19条 通常の放送における評価点数は、以下のとおりとする。

(1) 使用時間に基づく評価点数

第15条第1項に定める各類別の評価点数は、使用形態ごとに下表のとおりとする。

① 第1類及び第3類

使用形態	点 数
(1) 著作物の視聴を主とする使用形態 (以下「メイン」という。)	1曲1回の使用時間1秒につき1点とする。
(2) メイン以外 (テーマ音楽・背景音楽等)	

② 第2類及び第4類から第7類まで

使用形態	点 数
(1) メイン	1曲1回の使用時間が10分までの場合 1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。
	1曲1回の使用時間が10分を超える場合 11分までを2点とし、11分を超え1分までを増すごとに2点を加算し、さらに10分を超えて10分を増すごとに10点を加算する。
(2) メイン以外 (テーマ音楽・背景音楽等)	1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。

(2) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1点とする。メイン以外の場合（テーマ音楽・背景音楽等）の評価点数は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(3) その他の評価点数

第16条第2項の規定に基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、13とする。

(映画の放送における評価点数)

第20条 映画の放送により使用された著作物に対する評価点数の付与は、当該映画に係るキューシートに基づいて、行う。

2 映画の放送における評価点数は、著作物の使用時間1秒につき1点とする。

3 映画に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその評価点数とすることができる。

(1) 当該映画のために著作された著作物

その映画の上映時間（不明の場合は放送時間）の30/100に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10点

(放送局格差点数)

第21条 NHKの放送局格差点数は、放送受信契約数等に基づく区分ごとに定めるものとし、区分及び算出方法は、理事会の承認を得て、細則で定める。民放については各放送事業者の年間放送等使用料額の値を点数とする。

2 前項の点数は、少なくとも1年ごとに見直すものとする。

(分配計算方法)

第22条 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

2 著作物の使用状況等から、第18条乃至前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(分配補償資金による分配)

第23条 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前5条の定めにより算出した相当額を、第15条第1項に定める分配補償資金から支出して行う。

2 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第16条第2項に定める各四半期において本会が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

(分配補償資金残額の次期繰入れ)

第24条 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、第15条第1項に定める類別ごとに、次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

第2款 曲別使用料

(分配期等)

第25条 曲別使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配率等)

第26条 曲別使用料の関係権利者に対する分配は、次の各号に定める分配率及び国際基準に従って、行う。

- (1) 放送使用料 第9条及び第10条
- (2) 放送用録音使用料 第36条及び第37条

第4節 有線放送等使用料

(有線放送等使用料の区分、分配期等)

第27条 有線放送等使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	有線放送等使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	有線ラジオ放送等に係る使用料(以下「有線ラジオ放送使用料」という。)	9月	前年度に徴収した使用料の1/2
		3月	前年度に徴収した使用料の1/2
第2類	有線テレビジョン放送等に係る使用料(以下「有線テレビ放送使用料」という。)のうち、CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料	3月	前年度使用分として徴収した使用料
第3類	有線テレビ放送使用料のうち、地上波及びBS放送の再放送に係る使用料	年間の各分配期	

- 2 前項に定める第2類の分配対象使用料は、放送に対する分配のための基金(以下「放送分配基金」という。)及び放送用録音に対する分配のための基金(以下「放送用録音分配基金」という。)に区分する。
- 3 前項に定める各分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。
- 4 第1項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配対象著作物)

第28条 有線放送等使用料の分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	有線放送等使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	有線ラジオ放送使用料	9月	前年度の4月から9月までの期間に使用されたもの
		3月	前年度の10月から3月までの期間に使用されたもの
第2類	有線テレビ放送使用料のうち、CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料	3月	前年度に使用されたもの

2 第27条第2項に定める放送用録音分配基金の分配対象著作物については、CS放送の再放送に使用された著作物を除外する。

(分配計算方法)

第29条 有線ラジオ放送使用料は、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

2 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

- 3 第27条第1項に定める第2類の分配対象使用料は、分配対象となる各著作物に、第2章第3節第1款の各規定及びこれら各規定に基づく細則の定めを準用して一括計算を行い、分配する。
- 4 著作物の使用状況等から、前3項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(有線テレビ放送使用料の放送使用料への合算)

第30条 第27条第1項に定める第3類の分配対象使用料は、年間の各分配期に等分したうえで、各分配期における第15条第1項に定める民放テレビ（地上波）放送分配基金に合算して分配することができる。

第5節 上映使用料

(上映使用料の区分、分配期等)

第31条 上映使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	上映使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	映画の上映に係る曲別使用料	6月 9月 12月 3月	1月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から6月までの期間に徴収した使用料 7月から9月までの期間に徴収した使用料 10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	映画及びビデオグラムの上映(第3類に係る使用料を除く。)に係る包括使用料	9月 3月	10月から3月までの期間に徴収した使用料 4月から9月までの期間に徴収した使用料
第3類	航空機におけるビデオグラムの上映に係る包括使用料	9月	前年度に徴収した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(キューシート等による分配)

第32条 上映使用料のうち、包括使用料の分配は、当該映画又はビデオグラム(以下「映画等」という。)に係るキューシート、当該映画等に係る著作物の収録情報(以下「使用物情報」という。)又は利用曲目報告書に基づいて、行う。

2 前項の分配においては、キューシート等に記載されている各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間 1 秒につき 1 点

3 映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(1) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の 30 / 100 に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10 点

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前 4 項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

第6節 BGM使用料

(分配期等)

第33条 BGM使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
3月	前年度に徴収した使用料

2 分配対象使用料は、以下の分配基金に区分する。

(1) BGM有線ラジオ分配基金

有線ラジオ放送事業者から包括的利用許諾契約により徴収した使用料

(2) BGM録音テープ分配基金

背景音楽（BGM）用貸出録音テープの制作・貸出を行う事業者から包括的利用許諾契約により徴収した使用料

3 前項以外の方法により徴収した使用料は、前項(1)、(2)の額により按分し、各々の基金に合算して分配する。

4 第1項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配対象著作物)

第34条 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。

2 前項に定める分配対象著作物は、次の各号の著作物をもって確定するものとする。

(1) BGM有線ラジオ分配基金

第27条第1項に定める第1類の有線ラジオ放送使用料の分配対象となった著作物

(2) BGM録音テープ分配基金

第39条第1項に定める第3類の背景音楽（BGM）用貸出録音テープに係る使用料の分配対象となった著作物

(分配計算方法)

第35条 BGM使用料は、第33条第2項に定める分配基金ごとに、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、BGM有線ラジオ分配基金についてはそれぞれの点数を乗じて得た積を、BGM録音テープ分配基金については基礎点数の値をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) BGM有線ラジオ分配基金

① 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

② 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

(2) BGM録音テープ分配基金

基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

2 各著作物に対する分配額は、分配基金ごとに次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

3 分配対象著作物の確定方法等から、前2項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

第3章 オーディオ録音使用料、出版使用料等

第1節 分配率等

(分配率)

第36条 オーディオ録音、出版、映画又はビデオグラムへの録音（以下「映画録音」又は「ビデオグラム録音」という。）その他複製に係る使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1 作曲者	8/8	7 作曲者	8/12	6/10	4/8	—	—
		音楽出版者	4/12	4/10	4/8	—	—
2 作曲者	6/8	8 作曲者	6/12	9/20	3/8	—	—
編曲者	2/8	編曲者	2/12	3/20	1/8	—	—
		音楽出版者	4/12	8/20	4/8	—	—
3 作曲者	4/8	9 作曲者	4/12	3/10	2/8	4/12	3/12
作詞者	4/8	作詞者	4/12	3/10	2/8	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	4/10	4/8	5/12	5/12
4 作曲者	3/8	10 作曲者	3/12	9/40	3/16	12/48	9/48
作詞者	4/8	作詞者	4/12	12/40	4/16	12/48	16/48
編曲者	1/8	編曲者	1/12	3/40	1/16	4/48	3/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48
5 作曲者	4/8	11 作曲者	4/12	12/40	4/16	16/48	12/48
作詞者	3/8	作詞者	3/12	9/40	3/16	9/48	12/48
訳詞者	1/8	訳詞者	1/12	3/40	1/16	3/48	4/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48
6 作曲者	3/8	12 作曲者	3/12	9/40	3/16	12/48	9/48
作詞者	3/8	作詞者	3/12	9/40	3/16	9/48	12/48
編曲者	1/8	編曲者	1/12	3/40	1/16	4/48	3/48
訳詞者	1/8	訳詞者	1/12	3/40	1/16	3/48	4/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48

(備考) 7乃至12において適用する分配率は、関係権利者の届出による。

2 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、前項の分配率を適用する。

- (1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者
- (2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

3 第1項の規定中関係権利者に音楽出版者が含まれる場合において、他の関係権利者がその取分を音楽出版者から受領することを音楽出版者との契約により同意したときは、使用料の全額を当該音楽出版者に分配する。

(国際基準)

第37条 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、国際基準に従って、分配することができる。

(請求時の関係権利者への分配)

第38条 第4条の規定にかかわらず、次の各号に該当する使用料は、当該使用料の請求時における関係権利者に分配することができる。

- (1) 第39条第1項に定める第2類のオーディオ録音使用料（第4類のオルゴール使用料中第2類に準ずるものを含む。）
- (2) 第40条第1項に定める第1類の出版使用料
- (3) 第42条の映画録音使用料
- (4) 第43条第1項に定める第2類のビデオグラム録音使用料

第2節 オーディオ録音使用料、オルゴール使用料

(オーディオ録音使用料及びオルゴール使用料の区分、分配期等)

第39条 オーディオ録音使用料及びオルゴール使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	オーディオ録音使用料等	分配期	分配対象使用料
第1類	著作物のオーディオ録音使用について本会与年間の許諾契約を締結している使用者から徴収したオーディオ録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		9月	4月から6月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		12月	7月から9月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		3月	10月から12月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
第2類	その他の使用者から徴収したオーディオ録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第3類	背景音楽(BGM)用貸出録音テープに係る使用料	3月	前年度に徴収した使用料
第4類	オルゴールに係る使用料	使用者との契約により、第1類又は第2類に準ずる。	
第5類	その他のオーディオ録音使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

第3節 出版使用料等

(出版使用料等の区分、分配期等)

第40条 出版使用料等の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	出版使用料等	分配期	分配対象使用料
第1類	出版使用料	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	教科用図書等に係る補償金	9月	前年度使用分として徴収した補償金

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(教科用図書等に係る補償金の関係権利者の確定基準日)

第41条 第4条の規定にかかわらず、教科用図書等に係る補償金は、前年度の4月1日における関係権利者に分配する。ただし、前年度の4月1日において本会の管理著作物でないものが前年度中に本会の管理著作物となった場合は、当該著作物が本会の管理著作物となった日における関係権利者に分配する。

第4節 映画録音使用料等

(映画録音使用料等の分配期等)

第42条 映画録音使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

第5節 ビデオグラム録音使用料

(ビデオグラム録音使用料の区分、分配期等)

第43条 ビデオグラム録音使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	ビデオグラム録音使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	著作物のビデオグラム録音使用について本会与年間の許諾契約を締結している使用者から徴収したビデオグラム録音に係る使用料（第3類に該当するものを除く。）	6月	10月から12月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		9月	1月から3月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		12月	4月から6月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		3月	7月から9月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
第2類	その他の使用者から徴収したビデオグラム録音に係る使用料（第3類に該当するものを除く。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第3類	在外公館又は海外事業所等の邦人に視聴させる目的で製作されたテレビ放送番組のビデオグラム録音に係る使用料	12月から9月までの各分配期	前年度に徴収した使用料
第4類	その他のビデオグラム録音使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(キューシートによる分配)

第44条 ビデオグラム録音使用料のうち、包括使用料の分配は、当該映画等ごとにそのキューシートに基づいて、行う。

2 前項の分配においては、キューシートに記載されている各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間 1 秒につき 1 点

3 映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(1) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の 30 / 100 に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10 点

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前4項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(在外邦人向けテレビ番組のビデオグラム録音に係る使用料の放送用録音分配基金への合算)

第45条 第43条第1項に定める第3類の分配対象使用料は、年間の各分配期に等分したうえで、各分配期における第15条第1項に定めるNHK放送用録音分配基金及び民放テレビ(地上波)放送用録音分配基金の額により按分し、当該基金に合算して分配することができる。

第4章 貸与使用料

(分配率等)

第46条 貸与に係る使用料の関係権利者に対する分配は、第36条第1項に定める分配率及び第37条に定める国際基準に従って、行う。

(貸与使用料の区分、分配期等)

第47条 貸与使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	貸与使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	商業用レコードの貸与に係る使用料（以下「貸レコード使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	映画、ビデオグラムの貸与に係る使用料（以下「貸ビデオ使用料」という。）	6月	7月から12月までの期間に徴収した使用料
		12月	1月から6月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(分配対象著作物)

第48条 貸与使用料の分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	貸与使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	貸レコード使用料	6月	1月から3月までの期間に使用されたもの
		9月	4月から6月までの期間に使用されたもの
		12月	7月から9月までの期間に使用されたもの
		3月	10月から12月までの期間に使用されたもの
第2類	貸ビデオ使用料	6月	4月から9月までの期間に使用されたもの
		12月	10月から3月までの期間に使用されたもの

(分配計算方法)

第49条 貸レコード使用料は、分配対象となる各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

2 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

(キューシート等による分配)

第50条 貸ビデオ使用料の分配は、当該映画等の内容に応じて、当該映画等ごとに、そのキューシート又は使用物情報に基づいて、行う。

2 前項の分配においては、キューシート又は使用物情報に記載されている各著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として当該映画等ごとに一括計算を行い、分配する。

(1) 基礎点数

1曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 格差点数

- ① キューシートに基づき分配するもの 著作物の使用時間1秒につき1点
- ② 使用物情報に基づき分配するもの 著作物の使用時間1分につき1点

3 映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(1) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の30/100に相当する時間を基準にして前項によって算出した点数

(2) 前号以外の著作物

10点

4 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

5 著作物の使用状況等から、前4項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

第5章 業務用通信カラオケ使用料、インタラクティブ配信使用料

第1節 分配資金等

(分配資金)

第51条 業務用通信カラオケ及びインタラクティブ配信に係る分配対象使用料は、それぞれ複製相当分の評価に対する分配のための資金（以下「複製分配資金」という。）、公衆送信相当分の評価に対する分配のための資金（以下「送信分配資金」という。）及び分配補償資金に区分する。

2 前項に定める分配資金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配率等)

第52条 業務用通信カラオケ及びインタラクティブ配信に係る使用料の関係権利者に対する分配は、次の各号に定める分配率及び国際基準に従って、行う。

- (1) 複製分配資金 第36条及び第37条
- (2) 送信分配資金 第9条及び第10条

(分配期等)

第53条 業務用通信カラオケ使用料及びインタラクティブ配信使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

(インタラクティブ配信使用料の関係権利者の確定基準日)

第54条 第4条の規定にかかわらず、インタラクティブ配信に係る分配対象使用料は、分配対象著作物の利用月の属する四半期の最終日における関係権利者に分配する。

2 使用料の徴収方法等から、前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に定める確定基準日における関係権利者に分配することができる。

第2節 業務用通信カラオケ使用料

(計算対象期間及び分配対象著作物)

第55条 各分配期の計算対象期間及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	計算対象期間	分配対象著作物
6月	10月から12月まで	左の期間に使用されたもの
9月	1月から3月まで	左の期間に使用されたもの
12月	4月から6月まで	左の期間に使用されたもの
3月	7月から9月まで	左の期間に使用されたもの

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に計算対象期間及び分配対象著作物を定めることができる。

(分配基金)

第56条 第51条第1項で区分した複製分配資金と送信分配資金は、それぞれ下表の分配基金に区分する。

分配資金区分	分配基金区分
複製分配資金	複製回数分配基金
	端末台数分配基金
送信分配資金	利用回数分配基金
	端末台数分配基金

2 前項に定める分配基金の配分比率は、理事会の承認を得て、細則で定める。

(分配点数)

第57条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

著作物1曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 著作物格差点数

1 アクセスコードに1つの著作物が使用される場合は1点、1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合は、それぞれの著作物について0.5点

(3) 分配基金区分別評価点数

第56条第1項に定める分配基金区分ごとに、次の点数を付与する。

① 複製分配資金における点数の付与

(ア) 複製回数分配基金

当該計算対象期間中に新たに使用者のデータベースに複製された著作物については、その著作物が利用可能な状態にある当該計算対象期間の末日現在の端末装置の全台数を点数とし、当該計算対象期間以前に使用者のデータベースに複製された著作物については、当該計算対象期間中に増加した端末装置の台数を点数とする。

(イ) 端末台数分配基金

各著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数を点数とする。

② 送信分配資金における点数の付与

(ア) 利用回数分配基金

使用者からのアクセスコードごとの利用回数報告に基づく各著作物の利用回数を点数とする。

(イ) 端末台数分配基金

各著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数を点数とする。

2 利用回数の報告状況等から、前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配点数を定めることができる。

(分配計算方法)

第58条 各著作物に対する分配額は、分配基金ごとに次に掲げる算式により算出し、分配資金の区分ごとに合算して分配する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

(分配補償資金による分配)

第59条 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2条の定めにより算出した相当額を、第51条第1項に定める分配補償資金から支出して行う。

2 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

(分配補償資金残額の次期繰入れ)

第60条 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

第3節 インタラクティブ配信使用料

(分配対象著作物)

第61条 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(分配点数)

第62条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

著作物1曲の使用について、以下のとおりとする。

- ① 曲別に使用料を徴収した著作物（ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当たりの単価に総リクエスト回数を乗じて著作物単位の請求額を算出し徴収した著作物及び1曲当たりの単価に利用期間を乗じて著作物単位の請求額を算出し徴収した著作物をいう。）

1点

- ② 前①以外の著作物

$$1点 \times \frac{\text{分配の対象者の取分の和}}{\text{全関係権利者の取分の和}}$$

(2) 評価点数

第51条第1項に定める複製分配資金及び送信分配資金の区分ごとに、次の点数を付与する。

- ① 曲別に使用料を徴収した著作物

1 サービスメニューにおける当該著作物の請求額の値を点数とする。

- ② 前①以外の著作物

1 サービスメニュー単位の請求額に、総リクエスト回数に占める当該著作物のリクエスト回数の割合を乗じた値を点数とする。ただし、リクエスト回数の報告がない場合は、1 サービスメニュー単位の請求額を、そのサービスメニューに使用された全管理著作物数で除した値を点数とする。

2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配点数を定めることができる。

(分配計算方法)

第63条 各著作物に対する分配額は、分配資金ごとに次に掲げる算式により算出し、分配資金の区分ごとに分配する。

$$\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配資金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$$

(IPマルチキャスト放送に係る使用料の分配期等)

第64条 第53条第1項の規定にかかわらず、IPマルチキャスト放送に係る使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	前々年度使用分として徴収した使用料

2 第61条の規定にかかわらず、前項に定める分配対象著作物は、前年度において、第15条第1項に定める第5類の民放テレビ放送（衛星波）使用料のうち、CS放送に係る使用料の分配対象となった著作物をもって確定するものとする。

(分配補償資金による分配)

第65条 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、第62条及び第63条の定めにより算出した相当額を、第51条第1項に定める分配補償資金から支出して行う。

2 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

(分配補償資金残額の次期繰入れ)

第66条 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次期分配の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

第6章 広告目的で行う複製使用料

(分配方法)

第67条 広告目的で行う複製使用料の分配については、第3章第1節（ただし、第3条の2の規定の適用がある場合については、分配率を定める規定を除く。次条第1項において同じ。）の規定及び、複製の形態に応じ、同章第2節から第5節までの規定を準用する。ただし、コマーシャル送信用録音に係る使用料の分配期及び分配対象使用料については、複製の形態にかかわらず、同章第4節の規定を準用する。

- 2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

第7章 ゲームに供する目的で行う複製使用料

(分配方法)

第68条 ゲームに供する目的で行う複製使用料の分配については、第3章第1節の規定及び、複製の形態に応じ、同章第2節又は第5節の規定を準用する。

- 2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

第8章 その他の使用料

(分配方法)

第69条 使用料規程中「その他」の規定に係る使用料の分配方法は、当該使用料の算出方法、徴収した使用料額及び使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、細則で定める。

第9章 外国団体から収納した使用料

(分配期等)

第70条 外国団体から収納した使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に収納した使用料
9月	1月から3月までの期間に収納した使用料
12月	4月から6月までの期間に収納した使用料
3月	7月から9月までの期間に収納した使用料

2 前項により難い場合は、理事会の承認を得て、別に分配期等を定めることができる。

第10章 実施細則

(実施細則)

第71条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、1987年3月1日から施行する。

(放送使用料についての経過措置)

- 2 第2章第3節第1款の規定は、1987年度分以降の使用料の分配に適用し、1986年度分の使用料については、なお従前の例による。

(分配規程の廃止)

- 3 次の各分配規程は、廃止する。

(1) 著作権者に対する著作物使用料の分配方法	(1963年 7月12日 許可)
(2) 録音使用料分配規程	(1983年 7月30日 許可)
(3) 放送使用料分配規程	(1983年 9月 2日 許可)
(4) 貸与使用料等分配規程	(1985年 1月16日 許可)
(5) 演奏使用料等分配規程	(1985年 7月11日 許可)

附 則

(施行期日)

この規程は、1992年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年10月1日から施行する。

(ビデオグラム録音使用料についての経過措置)

- 2 1992年4月から6月までの期間に徴収した包括使用料については、1992年12月分配期において分配する。

附 則

(施行期日)

この規程は、1996年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、1998年4月1日から施行する。

(公表時編曲に係る分配の適用期)

2 第2章第1節第9条第3項の規定は、1998年9月分配期から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2001年9月1日から施行する。

(インタラクティブ配信使用料についての経過措置)

2 第53条第1項の定めにかかわらず、2001年6月までの期間に徴収したインタラクティブ配信使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
2001年9月	2001年3月までの期間に徴収した使用料
2001年12月	2001年4月から2001年6月までの期間に徴収した使用料

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

(関係権利者の確定基準日についての経過措置)

2 2002年6月分配においては、第4条に定める関係権利者の確定基準日を2002年3月31日とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、2002年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2003年9月1日から施行する。

(第9条第1項の経過措置)

2 第2章第1節第9条第1項の規定は、2003年12月分配期から適用し、2003年9月分配期は、なお従前の例による。

(第9条第2項の経過措置)

3 第2章第1節第9条第2項の規定は、2004年6月分配期から適用し、2004年3月分配期までは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2006年6月20日から施行する。

(第36条第1項の経過措置)

2 第3章第1節第36条第1項の規定は、2006年12月分配期から適用し、2006年9月分配期までは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、2012年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2013年8月1日から施行する。

(インタラクティブ配信使用料についての経過措置)

2 第5章第3節の規定は、2013年12月分配期から適用し、2013年9月分配期は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、2014年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2016年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2016年12月分配期から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して6か月を経た日から施行し、2017年3月分配期から適用する。